

# 介護サービス利用までの流れ

那賀町地域包括支援センター  
R1.5.20(改訂)

介護サービス

介護予防サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

の3種類があり、身体状況等により利用できるサービスが異なります。これらのサービスを利用したいと思ったらまず、地域包括支援センターや那賀町役場保健医療福祉課、又は各支所窓口へご相談下さい。地域包括支援センターは高齢者の相談窓口となっています。

まずは、地域包括支援センター又は、那賀町役場保健福祉課・支所窓口へご相談下さい

地域包括支援センター社会福祉士又は保健師等が本人又は家族とお話します

入院中は病院の相談員さんへ相談できます

要介護・要支援認定申請をします

基本チェックリストを受けます

役場が訪問し、認定調査を行います。役場が意見書の作成を主治医に依頼します

役場での審査会において介護度の審査、決定を行います。一ヶ月程度を要します

非該当の人

生活機能の低下がみられた人

自立した生活を送れる人

要介護  
1~5の人

要支援  
1, 2の人

居宅介護支援事業所を選び、ケアマネジャーが担当となり、サービスについて相談します。又は施設サービスを選び契約を行います

地域包括支援センターのケアマネジャーが担当となり、本人や家族と相談します

検討会で承認

承認

その他の介護予防生活支援サービス事業が利用できます

一般介護予防事業が利用できます

ケアマネジャーがケアプランを作成します

介護予防ケアプランの作成をします

介護保健の介護サービスが利用できます

介護予防サービス及び介護予防生活支援サービス事業が利用できます

## 相談窓口

介護保険申請の相談窓口

名称	住所	電話番号
地域包括支援センター	大久保字大西3-2 (那賀町包括ケアセンター内、保健センター内)	62-3901(直通) 62-3892(代表)

役場窓口

名称	電話番号
那賀町役場相生分庁	保健医療福祉課 介護保険担当 62-1141(直通) 62-1111(代表)
那賀町役場本庁	住民課 62-1194(直通)
上那賀支所	地域振興室 介護保険担当 66-0111
木沢支所	地域振興室 介護保険担当 65-2111
木頭支所	地域振興室 介護保険担当 68-2311

那賀町内の介護サービス事業者

居宅介護事業所名	住所	電話番号
鷺敷居宅介護支援事業所(社協)	和食郷字八幡原5番地	62-2148
鷺敷在宅介護支援センター	和食郷字八幡原444番地1	62-1001
わんずはんど居宅介護支援事業所	和食字町18番地1	62-2817
居宅支援事業所こだま	仁字字王子前78番地3	62-3260
那賀町に光を照らす株式会社	百合字石橋500番地3	63-0138
相生居宅介護支援事業所	大久保字大西3番地2	62-3892
水の花居宅介護支援事業所	延野字大原40番地1	62-2010
緑風会ケアプランセンター那賀	成瀬字小谷口2番地	67-0888

事業内容	事業所名	住所	電話番号
1. 通所介護(デイサービス)	鷺敷デイサービス	和食郷字八幡原5番地	62-3456
	水の花デイサービス	延野字大原40番地1	62-2010
	木沢デイサービス	木頭字前田52番地1	65-2126
	チロルデイサービスセンター	成瀬字小谷口2番地	67-0888
	デイセンターきとうゆず	木頭和無田字イワツシ1番地	68-2011
	那賀町に光を照らすデイサービスセンター	百合字石橋500番地3	63-0138
	那賀町に陽はまた昇るデイサービス	中山字とふめん39番地	63-5550
2. 通所リハビリテーション(デイケア)	日野谷デイケア	大久保字大西3番地2	62-0073
	訪問介護こだま	仁字字王子前78番地3	62-3260
3. 訪問介護(ホームヘルプサービス)	那賀町に光りを照らすヘルパーステーション	百合字石橋500番地3	63-0138
	那賀町訪問介護事業所	延野字王子原31番地1	64-0026
	緑風会イントロセンター丹生谷	成瀬字小谷口2番地	67-0888
5. 訪問リハビリテーション	ケアホーム鷺敷	和食郷字八幡原444番地1	62-1500
	日野谷診療所	大久保字大西3番地2	62-0073
	上那賀病院	小浜137番地1	66-0211
6. 訪問看護	日野谷診療所	大久保字大西3番地2	62-0073
	阿南サテライト那賀	小浜137番地1	0884-21-2330
8. 福祉用具貸与 9. 福祉用具購入 10. 住宅改修	那賀町に光を照らす株式会社	百合字石橋500番地3	63-0138

## 介護サービス・介護予防サービスで利用できるサービス

サービスを利用したときには、サービスにかかった費用の1割から3割を利用する人が負担します。

○在宅サービス(1~12) 自宅で生活しながら利用できるサービスです。

1.通所介護 (デイサービス)	要介護1~5	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
	要支援1・2	町が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」で「通所型サービス」として提供します。
2.通所リハビリテーション (デイケア)	要介護1~5	介護老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。
	要支援1・2	
3.訪問介護 (ホームヘルプ)	要介護1~5	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行います。
	要支援1・2	町が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」で「訪問型サービス」として提供します。 ※同居の家族がいる場合はサービス利用に規定があります。
4.訪問入浴介護	要介護1~5	介護職員と看護職員が移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助をします。
	要支援1・2	
5.訪問リハビリテーション	要介護1~5	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。
	要支援1・2	
6.訪問看護	要介護1~5	疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診察の補助を行います。
	要支援1・2	
7.居宅療養管理指導	要介護1~5	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問して療養上の管理や指導を行います。
	要支援1・2	
8.福祉用具貸与 (レンタル)	要介護1~5	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。
	要支援1・2	
9.特定福祉用具販売 (福祉購入費の支給) 購入前に役場へ申請が必要です	要介護1~5	入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した際に、一年度
	要支援1・2	10万円を上限に購入費を支給します。利用者負担は1割から3割です。
10.住宅改修費支給 工事前に役場へ申請が必要です	要介護1~5	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際20万円
	要支援1・2	を上限に費用を支給します。利用者負担は1割から3割です。

11.短期入所生活介護 短期入所療養介護 (ショートステイ)	要介護1~5	介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに短期間入所している人に、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
	要支援1・2	
12.特定施設入居者 生活介護	要介護1~5	有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活上の
	要支援1・2	支援や介護を提供します。

### ○地域密着型サービス(13, 14)

住み慣れた地域での生活を支援するサービスです。原則として他の市町村のサービスは利用できません。

13.認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	要介護1~5	認知症の人が共同生活をする住宅で、日常生活上の
	要支援2	支援や機能訓練などを行います。
14.地域密着型通所介護	要介護1~5	定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で日常生活の支援や機能訓練などを行います。

### ○施設サービス(15~17)

老人保険施設に入所して介護を受けられるサービスです。

15.介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3~5	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に、日常生活上の支援や介護を行います。
16.介護老人保健施設 (老人保健施設)	要介護1~5	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
17.介護療養型医療施設 (療養病床等)	要介護1~5	長期の療養を必要とする人のための医療施設で、医療、看護、介護、リハビリテーションを行います。

☆那賀町内の介護サービス事業者

施設の種別	事業所名	住所	電話番号
介護老人福祉施設	水の花荘	延野字大原40番地1	62-2010
	緑風会チロル	成瀬字小谷口2番地	67-0888
	ふるさと那賀	中山字とふめん18番地7	62-0082
介護老人保健施設	ケアホーム鷺敷	和食郷字八幡原444番地1	62-1500
	グループホーム	水の花荘	延野字大原40番地1
ケアハウス	あめごの里	木頭和無田字イワツシ1	68-2021
	ケアハウスモントゼー	成瀬字小谷口2番地	67-0230
サービス付き高齢者住宅	那賀町に光を照らす高齢者住宅	百合字石橋500番地3	63-0138
有料老人ホーム	那賀町に陽はまた昇る高齢者住宅	中山字とふめん39番地	63-5550